

# 「住居確保給付金」の手続き

## 1 住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止、又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額（上限）：単身世帯 37,200円 2人世帯 45,000円 3人～5人世帯 48,300円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産媒介業者等の口座へ振り込み

## 2 住居確保給付金の支給要件

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者であること
- ② イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること
  - 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらず減少し、当該個人の就労の状況が、離職又は廃業と同等程度の状況にあること
- ③ 離職日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の表の金額以下であること（収入には就労収入、公的給付、親族等からの継続的な仕送りを含みます）

世帯人数	基準額(円)		収入基準額(円)
1人	78,000	+ 家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	115,200
2人	115,000		160,000
3人	140,000		188,300
4人	175,000		223,300
5人	209,000		257,300

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金および現金）の合計額が基準額×6(ただし100万円を超えないものとする)以下であること

世帯人数	金融資産(円)
1人	468,000
2人	690,000
3人	840,000

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）、又は、自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

### 3 住居確保給付金の手続きに必要な書類

- ① 住居確保給付金支給申請書・住居確保給付金申請時確認書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
  - ・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - ・各種健康保険証、
  - ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
  - ・戸籍謄本 等
- ③ 離職関係書類（次のいずれか）
  - ・離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証等、  
（これらの書類が無い場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
  - ・自営業の廃業の場合：廃業届等
  - ・2 ② の場合：雇用主からの休業を命じる書類、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる書類、請負契約等がキャンセルになったことが分かる書類等
- ④ 収入関係書類（次のいずれか）
  - ・給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
  - ・預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
  - ・雇用保険の失業給付等を受けている場合：雇用保険受給資格証明書
  - ・年金を受けている場合：年金手帳
  - ・その他福祉手当等を受給している場合：各種福祉手帳
- ⑤ 金融資産関係書類  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークへの求職申し込みの確認  
ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

## 4 住居確保給付金申請の流れ

### 住居を喪失している方の場合

#### ① 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類(前記3 ②～⑥)を添えて、申請書を掛川市健康福祉部福祉課(自立相談支援機関)(以下福祉課)に提出してください。
- 福祉課(自立相談支援機関)からは、申請書の写しの発行にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。

※住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に住居確保給付金の申請書の写しを提示することによって、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

#### ② 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に住居確保給付金の申請書の写しを提示して、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を探してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金や礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行をしてもらいます。

#### ③ ハローワークでの求職申込

- ハローワークに求職の申し込みを行い、求職受付票(ハローワークカード)の発行を受けます。

#### ④ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及びハローワーク窓口から発行を受けた「求職受付票(ハローワークカード)」の写しを福祉課(自立相談支援機関)に提出してください。

#### ⑤ 住居確保給付金の審査

- 住居確保給付金の申請に必要な書類が整うと、支給の審査が行われます。
- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、福祉課(自立相談支援機関)から「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付と、「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。

※受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住居確保給付金が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

#### ⑥ 総合支援資金貸付(住宅入居費・生活支援費)の借入申込み

- 敷金・礼金等の資金として総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うため、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し、及び、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提出して総合支援資金貸付(住宅入居費)の借り入れ申し込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金(生活支援費)の借入申込みが可能です。

#### ⑦ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」、社会福祉協議会に総合支援資金の借入申し込みをしている方は「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。
- この賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。
- 総合支援資金貸付(住宅入居費)の借り入れ申し込みをしている方は、契約締結後、「賃貸借契約書の写し」を社会福祉協議会窓口へ提出してください。
- 審査を経て総合支援資金(住宅入居費)の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

#### ⑧ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

#### ⑨ 住居確保給付金支給の決定

- 住居確保給付金については、既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を福祉課(自立相談支援機関)に提出する必要があります。
- これを提出すると福祉課(自立相談支援機関)から「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 不動産業者等に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産業者等に振り込まれます。
- 総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を社会福祉協議会に提出してください。

#### ⑩ 総合支援資金(生活支援費)の借用書の提出

- 総合支援資金(生活支援費)の審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- これを受けて総合支援資金(生活支援費)の借用書を社会福祉協議会窓口へ提出した後、総合支援資金(生活支援費)振り込まれます。

## 住居を喪失するおそれのある方の場合

#### ① 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類(前記3 ②～⑥)を添えて、申請書を福祉課(自立相談支援機関)へ提出してください。
- 福祉課(自立相談支援機関)からは、申請書の写しの発行にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

#### ② 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書」の交付を受けてください。

- ③ ハローワークでの求職申込
- ・ハローワークに求職の申し込みを行い「求職受付票（ハローワークカード）」の発行を受けます。
- ④ 住居確保給付金の確認書類の提出
- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」及びハローワーク窓口から発行を受けた「求職受付票（ハローワークカード）の写し」を福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- ⑤ 住居確保給付金の審査・決定
- ・審査の結果、受給資格有り認められた場合には、福祉課（自立相談支援機関）から「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
  - ・不動産業者等に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
  - ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等に振り込まれます。
- ※受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住居確保給付金が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

## 4 住居確保給付金受給中の義務

- ① 住居確保給付金支給期間中は、毎月2回以上ハローワークの職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受ける必要があります。
- ② 毎月4回以上、掛川市健康福祉部福祉課（自立相談支援機関）の支援員等の面接支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」などにより報告してください。
- ③ 原則週1回以上、求人先に応募等を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。  
ハローワークにおける活動に限らず、求人誌や新聞折り込み広告なども活用してください。
- ④ 掛川市社会福祉協議会（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援を受けてください。
- ⑤ 常用就職（雇用契約において、期間の定めがない、又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を掛川市健康福祉部福祉課（自立相談支援機関）へ提出してください。また、翌月以降に収入額を確認出来る書類を提出してください
- ⑥ 常用就職により、収入基準以上の収入となる場合には、基準を超える収入を得られた月の翌々月分以降の支給が中止されます。